

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和5年3月15日(水)

令和5年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年3月15日(水) 開議 午前10時00分  
散会 午前11時30分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	前地忠和

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

## 令和5年第1回東栄町議会定例会議事日程

### 出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 5号 東栄町観光施設等整備管理基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7号 東栄町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 8号 東栄町簡易水道基金条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 9号 東栄町就学指導委員会設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 12号 令和4年度東栄町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 7 議案第 13号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第 8 議案第 14号 令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第 15号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第 10 議案第 16号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 11 議案第 17号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 12 議案第 18号 令和4年度東栄診療所特別会計補正予算（第8号）について
- 日程第 13 議案第 19号 令和5年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 14 議案第 20号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 21号 令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 22号 令和5年度東栄診療所特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 23号 令和5年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 24号 令和5年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 25号 令和5年度東栄町下川財産区特別会計予算について

- 日程第 2 0 議案第 2 6 号 令和 5 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 2 7 号 令和 5 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 令和 5 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 6 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和 5 年第 1 回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、御手元に配付した日程のとおりでございます。

----- 追加上程 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 25 の次に、日程第 26「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」の案件が本日追加提出されましたので、上程したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、日程第 26 の 1 案件を追加することに決定しました。

----- 発言申出 -----

議長（原田安生君）

委員長報告に入る前に、浅尾議員から訂正発言の申出がありますので、許可をいたします。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

私が、議会初日の議案第32号決算特別委員会設置に関する議決案に対する賛成討論の中でした発言に誤りがあったと考えますので、訂正したいと思います。私は、森田議員の反対討論について新年度予算には政策的予算しか含まれないとの発言があったとする誤った紹介の仕方をしていたと記憶しております。言い間違いによるものですので、実際には新年度予算には政策的予算は含まれないとの真逆の意味でありました。発言を取消ししたいと思います。併せて、実際の議事録を確認していただき議長の判断で、議事録から削除していただくようお願いいたします。

議長（原田安生君）

そういうことでございます。続いて、執行部から発言の申出があります。許可をいたします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

8日の一般質問の際、浅尾もと子議員からの一般質問でありましたがある町民の経験談が紹介をされたところでございます。これにつきましては、内容が昨年、町民Aさんが救急車を呼んだ際駆けつけた救急隊は、佐久間病院を搬送先として示しませんでした。Aさんは最寄りであるため佐久間病院への搬送を希望しましたが、新城市民病院だったら搬送するが、佐久間病院には搬送しないという対応だったと伺いました。Aさんは、持病があるため新城までの長時間の搬送に不安があり、救急搬送は断って家族の送迎で佐久間病院に迎え適切な処置を受けることができました。この御意見のように実際に佐久間病院で処置が可能な病気やけがであっても新城消防は患者に対して佐久間病院を選択肢として示さないということでしたので、これにつきましては、新城消防署の方へ回答を受けて報告をさせていただきました。この件につきましては、新城消防署東栄分署に確認をさせていただきました。日付等が不明であり、どの案件かわかりませんが、当該事案の確認はとれませんでした。救急搬送につきましては、救急救命士の方が傷病者の状況等を見て、どの医療機関に搬送するのが適切か判断をし対応いただいております。搬送先については、傷病者の御希望に沿えないこともありますので、この辺のところを御理解いただきたいという回答でございます。ここから私の感想でございますが、実際に家族で搬送ができたというような事例であります。救急車を依頼する必要があったのかというところも感じるところでございますが、いずれにしても事例がはっきり日時等わかれば、

この判例はしっかり出るかわかりませんが、いま消防署からの回答でございましたので、消防署としては適切な判断であったではないかというふうに感じております。以上でございます

議長（原田安生君）

はい、他に。

（「議長、診療所事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

診療所事務長。

東栄診療所事務長（前地忠和君）

令和5年度当初予算説明書に数字の誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。東栄町予算説明書の後ろの方ですが、278ページをお願いします。278ページの下段の表ウの級別職員数のところですが、訂正箇所は右から3行目の職員数の上から4行目。2級のところに7という数字がございます。7人がこれ8人でしたので申し訳ございません。訂正をお願いします。それに伴いまして、1番右側の合計欄、上から3行目の職員数ですが、10とありますが11で修正をお願いします。それと次ページ279ページ、同じく下段の表ですがエの昇給というところで、縦で言いますと合計欄になりますが、職員数24合計24でございますが、この数字が25の誤りでございました。その一番右端、医療職かっこ看護師の数が10とありますが11の訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

議長（原田安生君）

はい。訂正箇所はおわかりですね。

## ----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

それでは、日程第1「委員長報告」を行います。去る3月6日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。初めに、予算特別委員長に報告を求めます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。予算特別委員長。

7番（加藤彰男君）

東栄町議会予算特別委員会の審査結果を、会議規則39条の規定により報告いたします。

去る3月6日の本会議にて、本委員会に議案が付託され、同日第1回予算特別委員会を開催し、委員長に私加藤が副委員長は伊藤紋次委員が選任されました。本委員会には、議案第19号「令和5年度東栄町一般会計予算について」議案第20号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」議案第21号「令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」議案第22号「令和5年度東栄診療所特別会計予算について」議案第23号から議案第28号「令和5年度東栄町各財産区特別会計予算について」議案第29号「令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」議案第30号「令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について」議案第31号「令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」の13件が付託されました。3月9日の第2回予算特別委員会は、議会側は委員全員と議長、執行部は町長はじめ副町長、教育長。各課長などの出席のもと、議案第19号から議案第31号までの13案件を総務経済委員会、文教福祉委員会の各常任委員会ごとに分けて審査を行いました。以下審査結果を報告いたします。議案第19号「令和5年度東栄町一般会計予算について」議案第20号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」議案第22号「令和5年度東栄診療所特別会計予算について」議案第29号「令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」議案第30号「令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について」議案第31号「令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」の以上6案件は、討論採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。また議案第21号「令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第23号から議案第28号までの「令和5年度各財産区特別会計予算について」の7案件は採決の結果全会一致で原案のとおり可決されました。13案件はいずれも原案のとおり可決されましたので御報告いたします。なお本委員会は議員全員で構成されていますので、質疑の詳細につきましては省略させていただきます。以上で、東栄町議会予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

予算特別委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、総務経済委員長に報告を求めます。

（「議長、2番」の声あり）

総務経済委員長。

2番（伊藤紋次君）

それでは、総務経済委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第5号「東栄町観光施設等整備管理基金条例の制定について」議案第7号「東栄町町営住宅管理条例の一部改正について」議案第8号「東栄町簡易水道基金条例等の一部改正について」議案第12号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第12号につ

いて関係分」議案第15号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第5号について」議案第16号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について」議案第17号「令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号について」の計7議案が付託されました。3月13日の委員会審査の結果、議案第5号、第7号、第8号、第15号、第16号、第17号については全会一致。議案第12号については賛成多数で原案のとおり可決されました。なお本委員会は議員全員で構成され、執行部側も全員が出席しておりますので質疑、討論及び採決につきましては省略させていただきます。以上で、総務経済委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉委員長に報告を求めます。

（「議長、4番」の声あり）

文教福祉委員長。

4番（山本典式君）

それでは、文教福祉委員会委員長報告いたします。文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第9号「東栄町就学指導委員会設置に関する条例の一部改正について」、議案第12号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第12号について関係分」、議案第13号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第5号について」、議案第14号「令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」、議案第18号「令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第8号について」の5議案が付託されました。3月15日の委員会審査の結果、議案第9号、第13号、第14号については全会一致。議案第12号、第18号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。なお本委員会は、議員全員で構成され、執行部側も全員が出席しておりますので、質疑の詳細は省略させていただきます。以上で、文教福祉委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。以上で各委員会の委員長報告を終了します。

----- 議案第5号 -----



議長（原田安生君）

次に、日程第2、議案第5号「東栄町観光施設と整備管理基金条例の制定について」を議題といたします。これから討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第7号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第3、議案第7号「東栄町町営住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第8号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4、議案第8号「東栄町簡易水道基金条例等の一部改正について」を議題といたします。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第9号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第5、議案第9号「東栄町就学指導委員会設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第12号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第6、議案第12号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第12号について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

反対ですか。

（「はい」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番（山本典式君）

関係分として、のき山関係予算に対して反対します。町長はしっかりとした財政計画のもとで事業を進めると基本姿勢を述べているが、今回ののき山に関する予算は、その点からしても疑わしい。厳しい財政状況を考えれば、まず適正規模から判断して不用で解体する部分と残して活用する部分を明確にして、進めるべきではなかったのか。でないと施設建設費が億に近くなりかねないということも私は大変心配する。以上をもって反対します。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

ただいまの反対討論は、大きな間違いが二つあることを指摘します。一つ目は、のき山学校耐震改修実施設計業務委託料は既に議決をされ執行されている事業です。この3月議会の補正予算案は、執行した結果99万円が不用になったから減額するという予算案であって予算の執行方法に疑義があるとか執行量が足りないとか、執行に問題があるとかで提案した数値に問題があって反対するなら理由に納得もできますが、ただいまの討論の中で工事が億を超える見込みだというような理由で反対するのは、つじつまが合わない。反対する場面ではありません。のき山学校耐震改修実施設計業務委託料で反対するなら、予算案

を提出した時に反対するのが正解で、事業の執行が終了した事業精算の予算案に反対することは、全く次元の違うお門違いの甚だしい反対であります。議員必携には、議会で議決した議会の意思、決定はもはや議員個々の意見からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ議決とは、反対の意思を表明したとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があったときから成立した議決に従わなくてはならないことになるとあります。行政や議会に携わってきた方なら誰でも知っていることで、携わっていないくても、議員になったときから、理解していなければならないことだと思います。改めて、議会とは何か。議案とは何か。議決機関と執行機関とは何かなど自治法などで自治体の姿、基礎知識をしっかりと読み直して、理解してから議会に臨むべきだと思います。二つ目は、先日の委員会での執行部とのやりとりを聞いていましたが、全く話をしている内容が、かみ合っていません。執行部の説明は、耐震改修実施設計業務委託とは、現在ある建物は建築を相当数、経過しており想定される地震には耐えられない。不特定多数が集まる公共施設であるから、このまま使うには耐震化するには、どのような工事が必要で、いくらかかるかを調査するというものであって、全ての建物を維持管理していくと決めたものでもなく費用対効果も検討しなければならないため、どのように使うかも決まっていなという説明でありました。まずは、この建物は、このまま使えるのか使えないのか。使うとしたら費用はいくらかかるのか。そのような状況を調査しなければ議会や町民に説明もできないわけで、その業務委託料であると理解をしました。反対理由は、数億円も工事費がかかるから反対であるということでしたが、そのような説明も考え方も全く公表をしてはいないし、公表できる状況ではないと理解をしています。極端な言い方をすれば、改修費用に莫大な金額を必要とし費用対効果が見込めない場合は、全面的に改修をしない一部改修や極端な言い方をすれば改修費用によっては、解体という選択もあるはずです。この業務委託の結果によって次期議会がどのようにするか判断することであって、ありもしない予測に基づく反対討論は、単に体制批判であって議案に対する反対にはならないことを指摘し賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

はい、他に討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

1番、反対ですか。

（「はい、反対です」の声あり）

それでは原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和4年度一般会計補正予算第12号に反対の立場で討論いたします。今回の補正予算には、町が厚生労働省の補助金、国民健康保険調整交付金の交付を見込み、そのために令和4年度に借入れを予定していた町の借金、町債を

減額する内容が含まれております。国保調整交付金をめぐっては、町は平成30年当時から、診療所等整備事業の財源として交付を見込んでおり、その後、厚労省から要件を満たさないと指摘されたことで申請を断念した旨 2021年9月に議会へ報告し、同交付金1億4,227万円について予算から削除するとともに不足する財源を過疎債に振り替えた経緯があります。愛知県国保課によりますと、国民健康保険課によりますと、昨日3月14日、厚生労働省から町の申請に係る同交付金1億8,264万5千円について、交付の決定通知が愛知県に届いたとのことであります。私は、東栄町が愛知県の協力を得て1度は断念した交付金を獲得したことを心から歓迎したいと思います。しかし、本来町が交付要件を事前に十分把握しておれば今回の事態は容易に避けることができたものと考えます。そして私は、本件をめぐって町民有志による住民監査請求、そして住民訴訟が提起されたことが町の財源確保の努力につながったのではないかと考えております。しかし現在、それらの財源を活用する東栄診療所は、暗過ぎる薬局への道、車椅子利用者に不都合な段差、不親切な案内表示などの点で、地域住民を困惑させる不合理な施設となっており、年度末の今補正予算には、改善のための予算が含まれておりません。私は、今回町が新たに獲得する財源を、町民の安全性や利便性を向上するために役立てていただくよう求めて反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許しますが、おりますか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（伊藤紋次君）

私からの発言は、浅尾議員の反対討論は今あったわけですが、13日の午後の文教福祉委員会で、令和4年度東栄町一般会計補正予算第12号の歳入につきまして、浅尾委員が関連質問の質疑の回答に納得がいかず反対し、本会議で討論をする旨の発言をしたものと解釈した上で討論を行います。本来、委員会は、議題外の事項についてたずくことはできないとなっておりますので賛成討論とすべきか迷いましたが、愛知県地域医療福祉計画、東三河北部医療圏保健医療計画に関することについて言及されましたので、概要を説明させていただきたいと思います。本来医療計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進、効率的かつ質の高い医療供給体制の構築をするために医療法が導入され、国の基本指針に基づき都道府県が2次医療圏、愛知県は11医療圏ありますが、基本として地域の特性を考察した地域医療構想、医療計画を策定することとなっております。その医療圏の一つが東三河北部医療圏で、新城市、設楽町、東栄町、豊根村1市3町が区域となっております。北部医療圏の医療計画は、愛知県新城保健所が管轄し、東三河北部医療圏域保健医療福祉推進会議が中心となり圏域の保健医療福祉の重要な事項が審議承認されます。圏域内の医療関係施設の規模、自治体を含めた関係事業者の事業量等は、医療計画に定められている基準に適合しているかどうかを審査し承認されます。したがって、この会議の構成員であるからといって東栄町の恣意意図を反映することはできません。以上少し長

くなりましたが、この説明をもって賛成討論にかえさせていただきたいと思います。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。これより、議案第 12 号を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数でございます。よって議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 13 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 7、議案第 13 号「令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号について」を議題といたします。これから討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 13 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 14 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 8、議案第 14 号「令和 4 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 15 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 9、議案第 15 号「令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 5 号につ

いて」を議題といたします。これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 16 号 -----

議長 (原田安生君)

次に、日程第 10、議案第 16 号「令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 17 号 -----

議長 (原田安生君)

次に、日程第 11、議案第 17 号「令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 18 号 -----

議長 (原田安生君)

次に日程第 12、議案第 18 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算第 8 号について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

(「議長、1 番」の声あり)

議長（原田安生君）

1 番、反対ですか。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第8号に反対の立場で討論いたします。本議案の歳入には、厚生労働省の病床機能再編支援交付金2,736万円が含まれております。これは、旧東栄医療センターの入院ベット19床を町が廃止したことに対して支払われるものとの説明でありました。現在厚生労働省は、地域医療構想に基づき全国の公的病院、公立病院に対して、大規模な病床削減を求めています。そして愛知県は、東栄町が属する東三河北部医療圏について病床過剰地域と位置づけております。今回委員会の中で、私は町に廃止した病床19床は果たして過剰な病床だったのかと尋ねましたところ、町からは医療圏の病床数が過剰かどうかの判断は愛知県が決めることで町は判断しないという答弁がありましたが、私には他人事のような答弁に聞こえました。県や国の判断に対して私たちの町は一切関わることができないというものではないはずです。意思を示すことができると考えるものです。令和2年、愛知県の会議では、当時の新城市民病院長や医師会長ら医療従事者が厚生労働省が必要病床数を計算するに当たって1年のうち最も患者が少ない6月の入院患者数をもとに病床数を計算している、決定しているということに対して厳しい批判を展開していました。私は東栄町が地域住民の命を守る立場に立ち、医療従事者の皆さんとともに国や県の決定にも異議を唱えて、この地域に入院ベッドが必要だと訴える勇気と気概を持つべきだと訴えて、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番

2 番（伊藤紋次君）

先ほど大変失礼しまして、ちょっと先走って、これに対する賛成討論を述べる予定でございましたが、先にやっけてしまいましたので、あの発言は削除していただきまして、これからまた改めて再読いたしますので、御了承願いたいと思います。賛成討論を行います。浅尾議員の反対討論は、13日の午後の文教福祉委員会で、東栄町診療所特別会計補正予算第8号の歳入につきまして、浅尾委員が質疑をなされまして、その質疑の回答に納得いかず反対し、本会議にて討論をするという旨の発言をしたものと解釈しております。本来、委員会は、議題外の事項についてたずさすることはできなくなっておりますので、賛成討論とすべきか迷いましたが、愛知県地域医療福祉計画、東三河北部医療圏保健医療計画に関

することについて言及されましたので、私も県職員、現役の頃多少関わっておりましたので概要を説明させていただきます。医療計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進、効率的かつ質の高い医療供給体制の構築等をするために、医療法が導入されました。国の基本指針に基づき、都道府県が二次医療圏、愛知県には11医療圏がございます。基本とした地域の特性を考察した地域医療構想、医療計画を策定することになっております。その医療圏の一つが東三河北部医療圏で、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の1市3町が区域となっております。北部医療圏の医療計画は、愛知県新城保健所が管轄し、東三河北部医療圏域保健医療福祉推進会議が中心となり圏域の保健医療福祉の重要な事項が審議承認されます。圏域内の医療関係施設の規模、自治体を含めた関係事業者の事業量等は、医療計画に定められている基準に適合しているか否か審査し承認されます。したがって、会議の構成員であるからといって東栄町の恣意意図を反映させることはできません。以上この説明をもちまして賛成討論にかえさせていただきます。

議長（原田安生君）

はい。他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。これより、議案第18号を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第19号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第13、議案第19号「令和5年度東栄町一般会計予算について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

1番、反対ですか。

（「反対です」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。令和5年度東栄町一般会計予算に反対の立場で討論いたします。本予算は、町長選挙を控えた骨格予算との説明であります。その中で2点について反対したいと思います。まず1点目は、町長の公約に向けた予算が含まれないという点であります。町長が掲げた人工透析の民間クリニック誘致、緊急搬送に係る新たな支援制



度、在宅透析への助成について、町長は任期中最後の今議会でも検討状況さえ明らかにしませんでした。町は今回の予算で、特に観光に力を入れていると考えますが、東栄町北設楽郡内に住民が安心してかかれる入院できる施設、透析施設、また救急医療といった住民の命を守るインフラを備えていなければ、東栄町を訪れる観光客は、ひとたび事故に遭えば、病院にたどり着く前に命を落とす危険があり、またそのような環境では移住定住も進まないと思います。反対する理由の2点目は本予算に含まれる計画策定のための予算であります。本予算には、少なくとも6つの計画策定に係る予算が含まれ合計金額は少なくとも3,361万円に上ります。そのうち地域包括ケア推進計画については、高齢者福祉計画を兼ねる重要な計画であり、今ある計画は、平成30年度につくられ、3か年の計画は既に令和2年度に終了しているものです。町はこの計画策定に600万円以上の予算をかけますが、令和3年度のアンケートや広域連合のアンケートを使用することで、町が独自に新たなアンケート調査を行わないとした点に私は疑問を持ちました。私は、町から救急、透析、さらに入院までなくなった今、高齢者を初めとする町民がどのような不安を抱えているのか、町が真摯に聞き取り、受け止めることなしに計画をつくっても意味がないと考えます。さらに、私は町が従来の業務委託ではなく、総務省の企業人材派遣制度によって民間企業の社員に社員の派遣を受けて計画をつくるということに、町の主体性がさらに失われるのではないかと危惧するものです。また町は独居の高齢者が増える見込みであると言い、遠方の家族とつながるためにICT分野に強い人材を希望しているとのことですが、計画の性質を考えれば町が派遣を求めるべき人材は、医療や福祉の専門家であるべきと考えます。そして、そもそも村上町政における計画には、総合計画のように計画しても守られないもの、診療所等基本構想基本計画のように町が諮問機関に結論を押しつけてつくったもの、個別施設管理計画のように検討中ばかりのものなど策定の意義さえ疑わせる計画があり、私は新年度の六つの計画の策定についても全く期待が持てないということを申し上げまして、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番

7番（加藤彰男君）

新年度の一般会計予算は、4月の町長、町議会選挙を踏まえ骨格予算となっています。しかし、人口が2,850人、世帯数1,355世帯の私たちのまち東栄町にとって、私たちの日々の暮らし、また地域コミュニティー・教育子育て・医療・福祉など、あらゆる分野において、重要な予算です。そして、4月1日から始まる新年度において、それぞれ滞滞なく執行されなくてはなりません。今回の予算に関わる主要事業の説明資料でも、新しいひだまりプラザを中心とした医療・福祉、保育園、小中学校などの教育子育て、介護保険事業や、おいでん家などの高齢者福祉、関係の計画策定を含む障害者福祉、農林業・商工業の振興、町

道・林道の整備、消防防災力の強化、上下水道の維持管理、公共交通の整備、北設情報ネットワークなどを含む広域事務の継続、各集落などの地域コミュニティー支援、定住移住政策の継続、また町内の各施設の管理運営など様々な政策事業が引き続き予算化されています。今後の補正予算において、これまで論議されてきた住民の福祉の増進に寄与する新たな政策や事業が適切に予算化され、事業となることを求めて本予算に賛成いたします。そして今回加えて言うならば、当初予算に反対という意見があります。この点について言うならば、全ての事業執行において同意できなくて反対するのか、それとも一部において同意できないとして反対するのか。この点が重要です。さきの反対討論では2点を挙げていますが、当初予算が、新年度における事業執行、この住民の皆さんの毎日の暮らしに不可欠であることを理解するならば、一部の反対の立場から、それを言うならば、その部分を予算書に反映した修正した予算を対案として提出するのが本来の議会での審議の在り方と解します。まさにそのような議論こそ議会における政策論としての議会の審議に通ずるものと考えます。以上を含めて討論を終わります。以上です。

議長（原田安生君）

はい。他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これより、議案第19号を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数です。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第20号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第14、議案第20号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

1番、反対ですね。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。反対する理由は、町が令和5年度の集団検診の実

施にあたり運動器検診を行わず、今後は1年置きの実施とする旨を説明したことであります。運動器検診は、平成24年度から10年以上にわたって東栄町が浜松医大の協力のもとで町独自に続けてきた施策であり、その施策が今回後退することとなります。私のもとには、この運動器検診によって、日常生活の聞き取りをしてもらえた、歩く姿勢を見てもらえるなど保健指導を受けられる大切な機会だとして、ぜひ運動器検診を続けてほしいという声が寄せられております。平成25年10月から26年1月にかけて行われた調査の結果、当時の東栄病院長丹羽医師が、運動器検診の受診者は、被受診者つまり受診しなかった方と比較して運動機能が保たれており、新たな介護認定も少ない傾向が見られたと効果を報告しております。また、予算特別委員会の中でも町からは圧迫骨折の発見につながったなどの効果が報告されました。東栄町は、大変高齢化が進んだ自治体であり、他の自治体に先駆けて、今後、超高齢化に向かう過程にあります。国立社会保障人口問題研究所は、町の人口が2045年には、1,579人にまで減少すると推計しております。全ての年代で人口は減少しますが、人口に占める80歳以上の方の割合は2020年の23%から45年には30%へと大幅な増加が見込まれております。介護予防の取組が、さらに必要になってくると私は考えます。診療所等整備に当たって、町は保健センターがないのは東栄町だけというようなことで必要性をアピールしてきましたが、しかし12億円を投じた結果、新たな保健福祉センターを作って保健福祉の後退を招いたのでは、町民の納得は得られないと考えますので、反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番

3番（伊藤真千子君）

議案第20号令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算について賛成します。この予算は、国民健康保険法において市町村及び組合は特定健康診査を行うものとするほか、これらの事業以外に健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援、その他被保険者の健康の保持、増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないと定められています。また国民健康保険では、病床の発生を未然に予防し早期発見により重症化、長期化を防ぎ、自ら健康になろうとする努力を支援し、地域全体の衛生保健向上を図るなどであり、以上のことを踏まえた事業計画、予算であり、住みなれた地域で自分らしい生活を続けるため自分の健康状態を把握し、正確な知識を持つために必要であり、私たち住民にとって必要不可欠と判断し賛成します。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これより、議案第 20 号を挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 21 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 15、議案第 21 号「令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 21 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 22 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 16、議案第 22 号「令和 5 年度東栄診療所特別会計予算について」の件を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和 5 年度東栄診療所特別会計予算に反対の立場で討論いたします。この予算は、昨年、新たな無床診療所東栄診療所がオープンして、初めて編成される新年度予算であります。町は、令和 3 年 1 月に新診療所の収支予測として、年間 1 億 1,656 万円の赤字とする試算を示しておりました。この試算は、透析を除く令和元年度の外来患者数 2 万 8,386 名を前提として行われた試算であります。しかし実際の外来患者数は、令和 3 年度実績で 2 万 6,604 名、令和 4 年度の推計で 2 万 4,352 名と落ち込んでおり、試算の根拠となった元年度から令和 4 年度には 14%も減少することとなります。そして、試算額の赤字 1 億 1,656 万円を既に 4,276 万円も繰入金が入っているという予算になっております。町の試算が余りに楽観的過ぎたのだと言わざるを得ません。令和 5 年度には、診療所の早川診療所長が退職し整形外科で長年勤めてこられた星野先生が辞め

られ、日曜外来を休止するなど、さらなる患者離れが懸念されます。患者が減ることで、診療報酬もさらに減少し、収支の悪化を招きます。私は、今後の診療科目の削減など、さらなる医療縮小につながることを危惧し、この予算に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

議案22号、ただいまの診療所予算について賛成の立場であります。それにしても、ずっとこの件に関しては反対ばかりでしたねここまで。この4年間、医療問題、診療所の問題は、大騒動が続きました。この町がどうなるのか。貧しくても平和で静かな町がどうなってしまうのか。町民の皆さんも大変心配をしたと思います。それが未だに尾を引き、これまで町民の皆さんが長年にわたり大切にし、育んできた友情や絆などの信頼関係が人間関係がどうなってしまうんですかね。外へ出ている人たちも、ふるさとを思い心配をしてくれています。そんな思いで討論に入りますが、問題がそんなにあるわけではないので中身は余りありません。今回の診療所予算、当初予算で目につくのは、歳出では、超音波診断装置の396万円ですが、これは耐用年数がきたものを県の補助金を活用して購入するもので、問題はありません。歳入では、外来収入の738万円の減額ですが、これは人口減少に伴う患者の減少を予想したもので、ある程度やむを得ないと、そんなふうに思います。反対するような予算ではありませんが、診療所については、いまだにいろいろ言われているのが気になります。この真冬に待合室が暑いから何とかしろと。そんな事まで出ています。真冬に寒かったら問題です。暑かったら1枚でも2枚でも脱げばいいんです。暖房を下げれば経費の節減にもなります。そして、また入り口の段差が問題だとも言っています。小さい子供の三輪車なら気になるかわかりませんが、大きなタイヤの車椅子です。それはいい方もわかりませんが、あのぐらいの1センチやそこらの段差はあった方が大雨の時に雨水も入りません。他にもいろいろありますが、わがままを言えば切りがありません。下川診療所と統合してスタートしたばかりの過渡期であり、これからが5年度からが、本当の意味での新しいスタートだと思います。これからさらに経営改善され、今まで以上に町民に信頼される診療所を目指し、努力されることを期待し、賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これより、議案第22号を挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 23 号～第 28 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 17 案第 23 号から日程第 22、議案第 28 号までの「令和 5 年度各財産区特別会計予算について」の 6 案件につきましては、討論から採決まで一括して行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、6 案件全般についての討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 23 号から議案第 28 号号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 23 号から議案第 28 号までの 6 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 29 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 23、議案第 29 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

1 番、原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算に反対の立場で討論いたします。まずこの予算は、町が簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の 3 事業について、公営企業会計に移行してから初めての予算となります。予定開始貸借対照表から企業の健全性を示す指標、自己資本構成比率を計算しますと、この簡易水道事業では 29.7%となり、全国の水道事業の令和元年度の平均値 72.8%を大きく下回っております。当初予算を見ますと営業収益が 4,894 万円となっており、対する営業費用は 1 億 8,628 万円であります。営業費用のうち 1 億 3,645 万円、つまり全体の 73%を減価償却費が占めておる、そういった極端な構成になっております。建物や構築物、機械などの償却資産を導入した際に、国や県から得られた補助金の前受金の戻入れによる収入

を差し引いても、減価償却費の負担は重くのしかかってきます。減価償却によって赤字になった収支を町は一般会計からの繰入金によって補填しております。新年度の簡易水道事業に対する一般会計からの繰入金は1億1,575万円であります。町総務課によりますと、繰入金のうち資金不足に対応する法定外繰入れが7,959万円であったということでありませぬ。この金額、7,959万円は予定している給水戸数1,699戸で割りますと、一戸当たり4万6,850円の金額になります。また本予算は、大規模な新規事業や工事が含まれていない骨格予算であり、今後の補正予算で、さらなる一般会計からの繰入れが見込まれます。総務省は公営企業会計の原則を一般会計に頼らない独立採算制としていますが、東栄町では、多額の一般会計繰入金がなければ事業として成り立たないと考えます。私は、町が今回行った公営企業会計化は今後の大幅な料金値上げや民間譲渡に道を開くものだと考え、住民の命と暮らしを支える水道インフラを守る立場から反対いたします。もう1点は、町が蓄積した現金を何に使うか、信頼できないという点であります。減価償却費は、現金の支出を伴わない費用であり、その分特別会計には現金が蓄積していくこととなります。そうして蓄積された例として、旧東栄病院の清算金10億8,800万円があると考えます。しかし町は、東栄病院の清算金は、東栄医療センター特別会計に帰属するとした医療センター特別会計設置条例に反して清算金を一般会計の財政調整基金に繰入れました。そのため、町が今回水道事業に支出した一般会計繰入金についても、将来的に水道事業の維持管理に使われる保証はないと考えます。私は、東栄町の行財政規律は崩れていると考えておりますので、町が今後、減価償却によって長期にわたって現金を蓄積することに賛成できません。以上で反対討論を終わります。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

無所属の森田昭夫でございます。ただいまの反対討論は、先ほどの補正予算に反対した討論と同じで、反対討論にはなっていません。大きく同じように二つの問題があります。一つ目は、簡易水道特別会計などの会計方式が官庁会計の単式簿記方式から公営企業会計の複式簿記になると水道料金が値上げになる可能性があるという推測に基づく反対ですが、会計方式が変わることによって、なぜ水道料金が値上げになるのでしょうか。この町は、水源地域で水は豊富にありながら都市部より非常に高い水道料金を払わなくてはなりません。それはなぜか。説明するまでもないでしょう。この水道を支えるために、町民の税金一般財源から水道会計に繰入れをして、できるだけ水道料金を値上げしないで済むように支えていることは御存じのはずです。この会計記帳方式が変わることによって、一般財源の繰入金が少なくなると説明でもあったのでしょうか。記帳方式が変わっても、町民の負担や手続など、町民には直接の影響は何もないという説明があったはずです。私はむしろ、

地方公営企業会計制度にすることに対して、日本共産党は、これまでの言動から大賛成をするのではないかと考えていました。なぜなら、公営企業会計に変わることによって、損益取引と資本取引して経理をするので、経営状況が非常に明確になり、情報開示が拡大され、その分析を通じて、将来の経営計画等が策定できます。また、財政状況が明らかになり資産、資本、負債、いわゆる借金の増減や移動が整理できるので、以前から問題になっております老朽化対策などの適切な対応と資金調達の必要性が明確になります。その一例は、キャッシュフロー計算書が添付され官庁会計方式にはない減価償却費や収支が一目で分かるようになります。町民の方々など官庁関係者以外ふだん目にする事のない官庁会計の予算書や決算書が一般企業にお勤めの会計書類を目にしている方、お勤めの会社や企業の収支に関心のある方には非常にわかりやすい書類になります。役場の会計経理について、いつも疑義を持った質問をされている日本共産党委員こそ、逆に診療所の会計やグリーンハウスや天文台、千代姫荘や健康の館など民間で行うことのできる業態の会計をこの機会にぜひ企業会計方式で報告してほしいと提案されるのではないかなあと考えていました。二つ目の問題は、何度も話をしていますが、東栄町は日本の国の一部です。地方公営企業法の一部改正が平成 23 年 1 月の政令、閣議決定。平成 24 年 4 月の施行によって全国の自治体などが運営している水道、下水道等の会計は、地方公営企業会計制度に改めることになっています。そのメリットは、先ほど申し上げたとおりですが、東栄町もようやくその仲間に入ることができるようになりました。先ほどの反対討論は、単なる国の制度に対する体制批判としか受け止めざるを得ません。国政と全国の自治体と歩調をそろえることのできない町になるべきではありません。以上 2 点をもって賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論終わります。

これより、議案第 29 号を挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数です。よって議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 30 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 24、議案第 30 号「令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

1 番、原案に反対者の発言を許します。



1 番（浅尾もと子君）

令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算に反対の立場で討論いたします。日本共産党の浅尾もと子でございます。私が本予算案に反対する理由は、予算議案第 29 号で述べたとおりであります。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

無所属の森田昭夫でございます。私も先ほど述べたとおりでございます。

議長（原田安生君）

はい、他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これより議案第 30 号を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 31 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 25、議案第 31 号「令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

1 番、原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和 5 年度農業集落排水事業特別会計予算に反対いたします。理由は、第 29 号で述べたとおりであります。

議長（原田安生君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

無所属の森田昭夫でございます。私も理由は先ほど述べたとおりで、賛成をいたします。

議長（原田安生君）

他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これより、議案第31号を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数です。よって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第26「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたしたいと思います。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。ここでお諮りいたします。申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会期中、皆様方の御協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

これをもって、令和5年第1回東栄町議会定例会を閉会いたします。